

議案第 34 号

狭山市老人ホーム入所判定委員会条例

条例別紙のとおり

平成 25 年 6 月 4 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

老人福祉法第 11 条第 1 項に規定する措置の適正な実施を図るため、狭山市老人ホーム入所判定委員会を設置したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市老人ホーム入所判定委員会条例

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号及び第3号に規定する措置（以下「入所等措置」という。）の適正な実施を図るため、狭山市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、狭山市福祉事務所長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 入所等措置の要否に関する事項
- (2) 入所等措置の継続の要否に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入所等措置の適正な実施を図るために必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健所の長又は医師
- (2) 老人福祉施設の代表者
- (3) 地域包括支援センターの代表者
- (4) 狭山市福祉事務所の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長が別に定める部局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。